

北栄町自治基本条例の概要

3つのポイント

協働	住民参画	情報共有
----	------	------



町民の権利と責務

町民とは
「住民」(町内に住所を有する人で、外国人も含まれます。)のほか、町内の事業所に勤務している人や町内の学校に通学している人をいいます。

権利
町から提供される情報を受け取るだけでなく、自ら町政に関する情報の提供を求めることができ(情報を知る権利)、政策立案から実施、評価に至る町的意思形成過程や実施過程で、責任を持って主体的に関与できる(参画)権利を持ちます。

責務
町民が自治の主体であり、まちづくりの担い手であることを自ら認識し、自分の発言と行動に責任を持ってまちづくりに関わることに努めます。



事業者の権利と責務

事業者とは
町内で事業活動を行う個人及び団体(法人を含みます。)をいいます

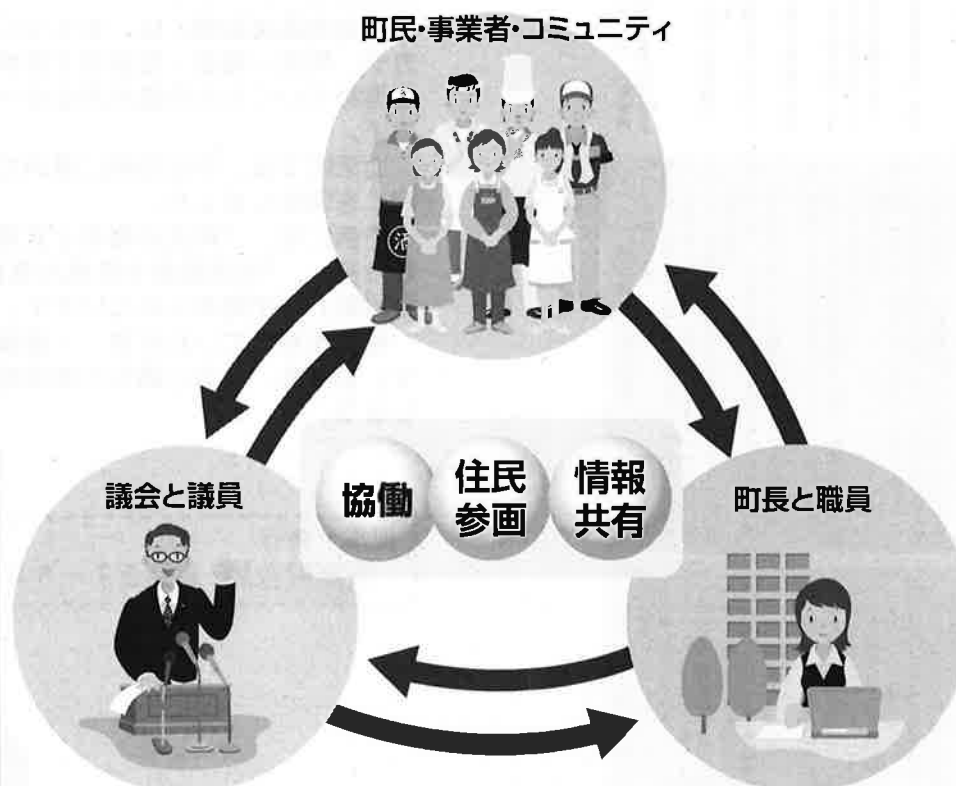
権利
事業者は、町民及び町と連携し、協働の担い手としてまちづくりに参画する権利を持ちます。

責務
事業者は、事業活動を行うに当たっては、自然環境及び生活環境に配慮するよう努め、社会的な役割を自覚し、町民及び町と協働しながら地域との調和を図るよう努めます。

コミュニティの役割

コミュニティとは
自治会のほか福祉やまちづくりなどのテーマを単位として活動している活動団体、ボランティアグループなど自由な意思に基づいて暮らしやすい地域社会を実現するために活動する組織をいいます。

町民は、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、自分の意思でまちづくりに取り組み、地域の住民同士がそれぞれ助け合いながら、地域の課題の解決に向けて自ら行動していくよう努めます。



町長の責務

町民の意向を適正に判断し、町民の信託に応えるため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、町民に対する自らの政治責任を果たします。

町民意見募集(パブリックコメント)
町民等の参画の機会を保障するものとして、重要な条例や計画を作成する前に、案を公表し、この案に意見を伺う機会を設けます。

町民参画の保障
町の計画、施策等の重要な事案の策定や重要な制度運営などに際しては、町民参加の度合いを高めるために審議会等の委員に一般公募を行います。また、委員の選定にあたっては、男女比や年齢構成が不均衡にならないように努めます。

職員の責務

「町民本位」の立場に立って、公平・公正・誠実で、かつ効率的に職務を遂行し、憲法や法令、条例、規則等を遵守するとともに、自ら知識や技能の向上に努めます。

町政運営の原則

自治体経営

社会情勢に柔軟に対応でき、政策を着実に遂行できるような「簡素で機能的・効率的に動けるような組織」の編成に努めるとともに、効果的に運営します。

情報共有

町政に関する情報については、積極的に町民に提供することにより、町民との情報の共有に努めます

議会の権限と責務

権限
町政運営を監視、けん制及び調査する権限を持ち、「地域のことは地域で考え、地域で決める」という自主・自立の自治体運営の意思決定機関です。

責務
「開かれた議会」であるため、町民に対して、会議を公開し、情報を積極的に公開または提供することに努めます。

議員の責務
議員は、議会が権限を適切に行使できるように、地域の課題や町民の意見を十分把握するとともに、より高潔な倫理的義務に徹し、町政全体の観点から判断を行います。

協働と参画のまちづくり

参画とは
政策立案から実施、評価に至る町的意思形成過程や実施過程で、責任を持って主体的に関与することをいいます。

町の責務
町は、協働によるまちづくりを進めていくために、町民やコミュニティの自発的な活動に対し、必要な支援を行います。

協働とは
異なる主体が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら、情報や資源を共有し、地域の課題や社会的な課題を解決するために協力し合うことをいいます。

